《勤務条件等》

	執務時間	〇午前8時30分から午後5時15分まで(1週38時間45分)
1)		※出勤時及び退庁時にタイムカードに記録する
1		〇採用6ヶ月後から日直勤務従事(保育所および診療所勤務の者を除く)
		※本庁・各支所:原則として居住地により配置
	休 日	〇日曜日及び土曜日
2 1		〇国民の祝日に関する法律に規定する休日
		○12月29日から翌年1月3日までの日
		〇年次有給休暇:年間20日(暦年)
	休 暇	採用月により月割りで日数を計算します。
3 1		※1日または15分単位での取得可能
		〇病 気 休 暇:負傷又は疾病のため90日を超えない範囲
		〇特 別 休 暇:産前産後・親族の死亡・結婚・出産 ほか
		〇介 護 休 暇:配偶者、父母、子の介護をするため (無給)
	給 与 等	〇伊方町職員の給与の支給等に関する条例(平成 17 年条例第
		45条)等の規定に基づき、採用前の経歴に応じて決定。
		(例) 保健師
		大卒で新卒後、5年間の民間企業での勤務経験がある場合
		275,040円
4 4		※あくまで例であり、職務経験の内容等により金額は異なる。
		※給料表の改正により増減する可能性あり。
		〇給料の支給定日は、毎月20日 ※休日等の場合は前日
		〇賞与(期末・勤勉手当)は6月、12月支給
		〇手当
		扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間
		外勤務手当、宿日直手当ほか